

「しょうわマイカーローン」商品概要

(保証会社 一般社団法人しんきん保証基金)

令和7年1月6日現在

項目	内容
名称	しょうわマイカーローン
対象顧客	<p>次のすべての条件を満たす方</p> <ul style="list-style-type: none">・申込時の年齢が満20歳以上である方・安定継続した収入がある方 ※年金収入は安定継続した収入とみなせます。 (派遣社員・パート等の非正規社員の方や学生等の30歳未満の就職内定者は、一定の条件を満たすことによりお申込みいただけます。)・日本国籍を有する方または永住者もしくは特別永住者で、行為能力のある方・意思無能力者に該当しない方・反社会的勢力に該当しない方・一般社団法人しんきん保証基金の保証を得られる方・その他当金庫所定の融資基準を満たしている方・今回申込金額および他信用金庫の利用を含めた一般社団法人しんきん保証基金保証付消費者ローン(フリーローンを含む。)の保証引受合計額が3,000万円以内の方 <p>【カーライフプランプライム】</p> <p>次のいずれかに該当される方</p> <ol style="list-style-type: none">① 本件ローンをしんきん個人ローンインターネット申込受付システム(ネットシステム)でお申込みいただいた方② 本件ローンにより次の電気自動車(新車・中古車)を購入される方 <p>【対象となる自動車】</p> <p>電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車</p> <ol style="list-style-type: none">③ 申込日時点または貸付実行日時点において、当金庫との取引が次のa、b、cの条件のいずれかを満たす場合 <ol style="list-style-type: none">a. 基金保証付個人ローン、基金保証付フリーローン、基金保証付住宅ローンが貸付実行日から6か月以上経過している方b. 基金保証付個人ローン、基金保証付フリーローン、基金保証付住宅ローンを完済して3年以内の方c. 基金保証付カードローンを契約している方、またはローン貸付前に契約する方 (学資ローン当貸・教育カード当貸・新教育カードローンは含まない。)

資金使途	<p>ご自身またはご家族（配偶者、直系尊属（配偶者の直系尊属を含む。）、子、孫）が使用する自家用自動車、オートバイ（原付を含む。）、自転車（電動アシスト自転車、ロードバイク、クロスバイク等）にかかる次の資金にご利用いただけます。</p> <p>① 購入資金（購入にかかる税金・保険料も含めます。） ② 車検・修理費用 ③ 自動車保険費用 ④ パーツ・オプションの購入・取付費用 ⑤ 運転免許取得費用 ⑥ 車庫設置費用 ⑦ 電気自動車用充電設備の購入・設置費用 ⑧ 上記資金として借り入れたローンの借り換え資金等</p> <p>※個人間売買、支払済資金にはご利用いただけません。 （支払先が申込人またはその配偶者、親（配偶者の親を含む。）、子が営む法人・自営業に該当する場合はご利用いただけません。）</p> <p>※支払方法は原則として購入先等に振込みとします。 （振込み手数料はお客様負担となりますので、あらかじめご了承ください。）</p>
融資形式	証書貸付
融資金額	1,000 万円以内（1 万円単位）（就職内定者は 200 万円以内）
融資期間	3 か月以上 15 年以内
融資利率	<p>カーライフプラン 年3.705%（変動金利／保証料込み） カーライフプランプライム 年2.025%（変動金利／保証料込み）</p> <p><期間限定 特別金利 令和6年4月1日から令和8年3月31日 申込受付分まで> カーライフプランプライム 年1.925%（変動金利／保証料込み）</p> <p>※金利は毎年4月1日および10月1日現在の「しょうわ基準金利」を基準として、年2回見直しを行います。</p>
担保・保証人	不要（一般社団法人しんきん保証基金の保証をご利用いただきます。）
返済方法	<p>毎月元金均等返済または毎月元利均等割賦返済（元金返済据置期間は 6 か月以内） ※ご融資金額の 50%以内につき 6 か月ごとの増額（ボーナス）返済併用も可能です。 ※産前産後休業中、育児休業中の方は上記 6 か月間の元金返済据置期間とは別に、元金返済据置期間を最長 2 年間までとすることが可能です。（当該期間分のご融資期間延長も可能です。）</p>

<p>必要書類</p>	<p>① 本人確認資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転免許証（表裏） （運転免許証を取得していない場合は、個人番号カード（表のみ）、パスポート、健康保険証、顔写真付き住民基本台帳カード（表裏）、運転経歴証明書（表裏）） <p>※申込人が日本国籍以外の場合は、上記本人確認書類に加えて、永住者または特別永住者であることを次のいずれかの書類で確認させていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在留カード ・ 特別永住者証明書 ・ 住民票抄本（在留資格の記載があるもの） <p>② 所得を証明するもの （保証金額 100 万円以下の案件、一定条件下のカーライフプランプライムは不要）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市区町村・税務署等の公的機関が発行した所得を証明する書類（住民税決定通知書、住民税納税通知書、納税証明書その 2（所得金額用）等） ・ 確定申告書の控（税務署・市区町村の文書收受印のあるもの、インターネット利用による申告の場合は受信通知を添付） ・ 源泉徴収票 ・ 給与明細書（給与所得者で勤続年数が短く、公的所得証明書、源泉徴収票が取れない場合） ・ 年金振込通知書、年金額改定通知書、年金決定通知書、年金受取口座の通帳（前年 1 月～12 月に振り込まれた年金額が確認できるもの） ・ 公共職業安定所（ハローワーク）から交付される育児休業給付受給資格確認通知書、育児休業給付金支給決定通知書 <p>③ 具体的に資金使途の確認が出来る書類 見積書または注文書等 （借換えが含まれる場合、返済予定表、申込書控、資金使途確認書類等）</p>
<p>苦情処理措置 紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または営業支援部（9時～17時、電話：0120 - 872 - 315）にお申し出ください。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03 - 3581 - 0031）、第一東京弁護士会（電話：03 - 3595 - 8588）、第二東京弁護士会（電話：03 - 3581 - 2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記営業支援部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03 - 3517 - 5825）にお申し出ください。またお客さまから上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。そ

	<p>の際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）があります。詳しくは、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫営業支援部にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページをご覧ください。</p>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実際にお借入いただく日の金利が適用となり、お申込時の金利と異なる場合があります。最新の金利については窓口でお問い合わせください。 ・審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ・金利情勢の変化などにより内容を変更・中止させていただく場合がございます。 ・毎月のご返済額等につきましては、本支店窓口で試算いたしますので、お気軽にお問合せください。 ・一部繰上返済・期日前完済・条件変更をされる場合はお手続き内容により、3,300円～5,500円（税込み）の手数料がかかります。 ・今回のお申込みによりご融資金額が700万円を超える場合、当金庫の会員となっておいただく必要があります。その際、会員に加入するにあたり、別途出資金が必要となります。

以 上